

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

永井運輸株式会社

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表致します。

1. 教育実施時期

- (1) 乗合バス運転者が貸切バスに乗務
- (2) 新たに入社した運転者

貸切バスの研修として、座学10時間以上、実技指導20時間以上を満たし、貸切バス指導運転手および、統括運行管理者に貸切運転者として選任されるまで実施。

2. 指導の具体的内容

実技においては、貸切バス指導運転手が添乗し、20時間以上の運転時間にて、走行しやすい区間から狭隘路、危険な地点など、貸切バスの運転の注意点の実技指導を行う。

- ①事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥実技指導で録画したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

3. 車種区分

- 大型貸切バス(11.99m)
- 中型貸切バス(8.99m)

4. 実施ルート

群馬県内および栃木県、茨城県、埼玉県、長野県などの近県の道の駅や観光施設、一般道から始め、高速道路、狭隘路

5. 添乗者の指導歴

指導運転手 A：バス運転歴 18 年、指導歴 9 年

指導運転手 B：バス運転歴 4 年、指導歴 2 年

指導運転手 C：バス運転歴 3 年、指導歴 1 年